

# 大分県犯罪被害者等支援推進指針の取組状況

( 令 和 3 年 度 )

令和5年3月

大 分 県



# 令和3年度における大分県犯罪被害者等支援推進指針の取組実績

## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

### 1 損害賠償の請求に関する周知等(基本法第12条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図ります。	広報課(警)	①目的: 損害賠償請求制度等保護・支援のための制度の周知 ②対象: 県民 ③実績: 県警が作成する、「犯罪被害にあわれた方へ」のリーフレットに制度について記載し、「犯罪被害者週間の街頭活動」等でリーフレットを配布して周知を図った。また、大分県庁本館及び大分県運転免許センターで実施した「犯罪被害者週間の展示広報」の際にも、制度について、掲示を行った。
			刑事企画課(警)	①内容: 「被害者の手引」に損害賠償命令制度、民事上の損害賠償請求制度の項目を設けて掲載し、配布時に説明を行った。 ②対象: 犯罪被害者等 ③実績: 配布数138件
(2)	暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	公益財団法人暴力追放大分県民会議、弁護士会の民事介入暴力対策センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させます。	組織犯罪対策課(警)	①内容: 大分県民事介入暴力対策協議会第21回定例会の開催 ②日時: 12月1日 ③対象: 大分県弁護士会民事介入暴力対策センター弁護士7名 公益財団法人暴力追放大分県民会議 専務理事以下5名 組織犯罪対策課長以下7名
(3)	犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	振り込み詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。	生活安全企画課(警)	①内容: 連絡会議等の機会における、犯罪利用預金口座と疑われる口座の取引停止等措置や情報提供等の協力依頼 ②対象: 県下金融機関担当者 ③実績: 5月 預貯金小切手を活用した特殊詐欺被害防止連絡会議 ※書面開催
			保安課(警)	①内容: 悪質商法やヤミ金融事犯を認知した場合、相談受理後速やかに金融機関に対して口座凍結を依頼 ②対象: 金融機関等 ③実績: 67件(令和3年中)
			捜査第二課(警)	①内容: 特殊詐欺事件等にかかる犯罪利用預金口座等の凍結を依頼 ②対象: 金融機関等 ③実績: 440口座の凍結(令和3年度中)
			組織犯罪対策課(警)	期間中の取扱いなし。
			県民生活・男女共同参画課	①内容: 高齢者講座 5回 224人 高齢者見守り講座 7回 284人 ②実績: 相談のうち不当請求に係るもの 87件 多くが架空請求やワンクリック詐欺にかかる相談であり、未遂については関わらないよう助言し、既遂分についても電子マネー発行者や金融機関など関係機関と連携し、被害回復に向け支援した。 ※消費生活相談の概要 <a href="https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/265567_3356106_misc.pdf">https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/265567_3356106_misc.pdf</a>
保安課(警)	①内容: 連絡会議等の機会における、緊密な連携 ②対象: 消費者行政担当機関や財務局等職員 ③実績: 5月 貸金業関係幹事会(九州財務局) 9月 多重債務者対策連絡会議(アイネス)			

### 2 給付金制度の充実等(基本法第13条関係、条例第14条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	犯罪被害給付制度の適切な運用	犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行います。	広報課(警)	①内容: 新聞広告等各種広報媒体を通じた広報 ②掲載日: 11月16日、11月23日 ③掲載社: 大分合同新聞
				①内容: 11月の広報月間における広報用チラシの街頭配布 ②日時: 11月25日 ③実績: 配布部数300部
				①内容: 犯罪被害給付制度の教示、「犯罪被害給付制度のご案内」の配布等 ②目的: 犯罪被害給付制度の周知及び適正な運用 ③対象: 犯罪被害者又はその遺族等 ④実績: 教示総計152件(令和3年中)
				①内容: 犯罪被害給付制度の教示、「犯罪被害給付制度のご案内」の配布、適正な運用及び職員に対する周知徹底 ②目的: 県下警察署との連携の徹底 ③対象: 犯罪被害者又はその遺族等、また犯罪被害者を担当する警察職員 ④実績: 教示総計152件(令和3年中)
		給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の適正な運用及び関係職員への同制度の周知徹底に努めます。		

(2)	医療費等経済的負担の軽減	性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯罪被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これらの制度に関する周知を図ります。	広報課(警)	①内容:初診料等の公費負担 ②対象:性犯罪被害者 ③対象項目:初診料、初回処置料、診断書料、検鏡検査料、性感染症検査料、緊急避妊に要する費用、人工妊娠中絶に要する費用、代替制服等購入費用 ④実績:初診料等総計31件(令和3年中)
		カウンセリング費用の公費負担制度の運用を積極的に推進するとともに、同制度の周知に努めます。		①内容:遺体修復費用及び解剖後の遺体搬送に要する費用の公費負担 ②対象:遺族 ③実績:遺体修復0件、遺体搬送41件(令和3年中) ※非犯罪死を含む
		自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。		①内容:犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:カウンセリング公費負担4名(令和3年度中)
		性的な暴力にあっても警察に相談できない被害者(以下「性暴力被害者」という。)に対して、妊娠や性感染症の感染の恐れがあるなど緊急医療の必要な場合の医療費や、弁護士による法律相談費用、臨床心理士によるカウンセリング費用を公費負担することにより、性暴力被害者の経済的負担の軽減を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:診療費等の公費負担 ②対象:緊急医療の必要な性暴力被害者 ③実績:初診料等総計54件
(3)	医療保険の円滑な利用	犯罪被害による傷病の保険給付について、国民健康保険等の保険者に対して適切な対応を周知します。	国保医療課	①内容:第三者の不法行為により生じた傷病の受診等の際に医療機関等に申し出ること、被害届の届出の義務及び届出先などをHPに掲載して県民に周知するよう各保険者に助言を行った。
				①内容:第三者行為求償事務研修会 ②対象:各市町村国保担当者職員 ③日時:10月28日(木)13時30分～ ④詳細:第三者の不法行為により生じた保険給付に関する事務手続に係る研修会
(4)	障がいのある犯罪被害者等への対応	障がいのある犯罪被害者等に係る県税の減免手続等について周知します。	税務課	①内容:各県税事務所の受付窓口に「自動車税身体障害者減免のパンフレット」を配置 ②詳細:申請者から相談があり住所を秘匿する必要がある場合(DV被害者等)は、税務総合システムに登録をして情報の取扱いに注意をしている。 ③実績:身障減免申請件数:1,621件 うち「犯罪被害者に係るもの」:0件 → 犯罪被害者の相談事例なし
		障がいのある犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス等の障がい福祉制度について適切な説明等を行うよう市町村等に周知します。		障害福祉課
(5)	県と市町村との連携による見舞金制度の実施	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する見舞金制度に係る補助制度を実施します。県は、市町村が支給した見舞金の額の半額(上限額を設定)を負担します。	県民生活・男女共同参画課	「大分県犯罪被害者等見舞金支給事業費補助金」の交付 ①内容:市町村が被害者等に支給した次の見舞金額の2分の1を補助 ア)遺族見舞金:犯罪行為により死亡した者が当該犯罪被害を受けたことに対し、その遺族に一時金として支給する見舞金(支給額30万円) イ)重傷病見舞金:犯罪行為により重傷病を負った者が当該犯罪被害を受けたことに対し、当該者に一時金として支給する見舞金(支給額10万円) ③対象:当該犯罪行為が行われた時において県内に住所を有する者、かつ申請時に当該市町村に住所を有する者 ③実績:遺族見舞金:0件、重傷病見舞金:10件

3 居住の安定(基本法第16条関係、条例第18条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	公営住宅への優先入居等	県営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定に努めます。	公営住宅室	①実績: 優先入居:(DV被害)申込件数0件 優先入居:(犯罪被害)申込件数0件 目的外使用:(DV被害)申込件数3件、入居件数3件 目的外使用:(犯罪被害)申込件数4件、入居件数4件 ※上記以外に複数件の入居相談があった。
(2)	被害直後及び中期的な居住場所の確保	自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供します。また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。	広報課(警)	①内容:一時避難場所の確保に要する費用及びハウスクリーニングに要する経費の公費負担の実施 ②目的:経済的負担及び精神的負担の軽減 ③実績:一時避難場所の確保に要する経費1件、ハウスクリーニング1件(令和3年中)
		一時保護施設を退所したDV被害者及び性暴力被害者が、民間住宅又は公営住宅へ入居し自立を図る場合、民間支援団体を介して、家賃等の初期費用の助成を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:家賃(2ヶ月以内)、敷金(3ヶ月以内)の補助 ②対象:支援民間団体 ③実績:2件

4 雇用の安定等(基本法第17条関係、条例第19条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	事業主等の理解の増進	労政・相談情報センターにおいて、犯罪被害者等を含め労働者と事業主との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、労働委員会等、個別労働関係紛争の解決機関におけるあっせんを紹介を行います。	雇用労働政策課	(1)①内容 相談の受理 ②対象 県民 ③実績 相談件数 1,753件、うち犯罪被害に関する相談4件
(2)	二次的被害の防止に係る広報・啓発の充実	事業主を対象として、二次的被害防止啓発リーフレットの印刷、メディア等を活用した広報、各種広報誌への掲載、商工団体への啓発依頼等による二次的被害の防止に係る啓発を行うことにより、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者の理解を深めます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「事業者向け二次的被害防止啓発リーフレット」増刷(5,000部)(R3.10) 広報誌「創造おいた11月号」裏面広告掲載及びリーフレット折込み(1,200部)
			雇用労働政策課	①内容:広報誌「労働おいた」11月号に啓発記事を掲載(1/2ページ)

5 日常生活の支援(条例第15条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	性暴力被害者に係る病院等への付添い	安心して支援を受けることができるよう、性暴力被害者の希望に応じて、相談員が病院や警察などへの付添いを行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:おいた性暴力救援センター・すみれの相談員による病院や警察、弁護士相談等への付き添い ②対象:おいた性暴力救援センター・すみれに相談した大分県内の居住者 ③実績:177件
(2)	犯罪被害者等のための託児サービスの実施	裁判や病院への通院等に係る負担を軽減するため、就学前の子どもを養育する犯罪被害者等を対象として、託児サービスを実施します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:犯罪被害者等のための託児サービス実施要領及び利用規則の運用 ②詳細:犯罪被害者等の日常生活を支援するため、育児等により行政機関・裁判所・病院に通うことが困難な者を対象とした託児サービスの提供 ③対象:県内在住の犯罪被害者等で、以下に該当する者 ア)行政機関、裁判所、病院に通う必要がある者 イ)(公社)大分被害者支援センター等で相談を行う者 ④実施主体:大分県消費生活・男女共同参画プラザ ⑤実績:期間中の取り扱いなし
(3)	「支援ノート」の作成・交付	各種手続きや支援制度をわかりやすく掲載するとともに、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。	県民生活・男女共同参画課	〇「犯罪被害者等支援ノート『絆』」の交付 ①交付部数:10部

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等(基本法第14条関係、条例第16条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	犯罪被害者等に心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関に関する情報を提供します。	障害福祉課	①実績:各保健所(部)及びこころからの相談支援センターにて必要に応じて、相談を受け付け、情報の提供を行った。
(2)	高次脳機能障がい者への支援の充実	高次脳機能障がい者支援のための相談支援体制連絡調整委員会を設置し、支援拠点機関(医療機関2カ所)で高次脳機能障がい者への支援・相談を実施します。	障害福祉課	①内容:支援拠点機関(医療機関2カ所)で高次脳機能障がい者への支援・相談の実施 ②対象:高次脳機能障がい者 ③実績:累計相談件数 1,759件(うち、犯罪被害者に関する相談不問) 内訳:諏訪の杜病院(大分市) 257件 別府リハビリテーション病院(別府市) 1,502件
(3)	犯罪被害者等に対する心の相談の対応	こころからの相談支援センターにおいてこころの健康に関する講演、啓発、相談等を実施します。	障害福祉課	①内容:県民のこころの健康や病気に関する相談、精神障がい者の社会復帰のための支援、研修、講座、他機関への技術的支援 ②対象:県民、支援関係者・機関 ③方法:電話、面談 ④実績:相談延件数 5,900件(犯罪被害関連: 0件、DV関連: 7件)
(4)	犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	公認心理師、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者に対するカウンセリングを実施します。また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者のニーズに応じた適正なカウンセリングの実施に努めます。	広報課(警)	①内容:犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:カウンセリング公費負担4名(令和3年度中)
			捜査第一課(警)	
(5)	性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	緊急避妊を必要とする人が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、「おおいた妊娠ヘルプセンター」や保健所による情報提供を図ります。	こども未来課	①内容:性犯罪被害等に関する相談支援 ②実績:1)保健所への相談 相談件数:0件 2)当課への相談 相談件数:0件 ③その他:当課主催の会議で、おおいた妊娠ヘルプセンターや大分性暴力救護センターについて、保健所や市町村職員等へ情報提供した。
				①内容:望まない妊娠等の妊娠や女性の心身の健康に関する相談、性犯罪被害等に関する相談支援相談対応 ②実績:延べ相談件数589件(うち犯罪被害者に特化した相談件数0件) ③内訳:電話:524件、メール:58件、面接:7件
(6)	性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援の充実	「おおいた性暴力救済センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者をワンストップで受け止め、被害者に寄り添いながら、必要な支援を行います。また、全国統一の相談専用電話「#8891」を利用し、24時間365日の電話等による相談対応を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:おおいた性暴力救済センター・すみれを平成28年4月1日に開設 ②対象:性犯罪等被害者 ③実績:相談件数 754件(うちコールセンター140件) 付添い支援 177件 経済的支援 54件
(7)	DV被害者に対する精神的支援	一時保護や緊急避難期を過ぎた被害者に、相談・交流の場を提供することにより、被害者の孤立を防ぎ、精神面の回復や自立につなげます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:DV被害者に対するカウンセリング、情報提供、被害者の声の収集・ニーズの把握、交流会 ②対象:県民 ③実績:延べ15名
		DV被害者に対し、自立に向けたカウンセリングや心理的ケアを行うため、臨床心理士による無料カウンセリングを実施します。		①内容:月1回、臨床心理士による無料カウンセリングを開催 ②対象:県民 ③実績:延べ2件
(8)	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	児童相談所において24時間365日の電話等による相談対応を行います。	こども・家庭支援課	①内容:24時間365日子どもや子育てに関する悩みについて電話相談を受理している。 ②対象:県民 ③実績:電話相談受理件数:3,472件 ④その他:児童相談所においては、緊急性の高い児童虐待に即時対応できるよう体制を整えている。
(9)	里親制度の充実	里親委託推進員等の配置、里親の養成・養育支援等の実施を通じて、里親制度の充実を図ります。	こども・家庭支援課	①内容:中央児童相談所に里親委託推進員を配置し、全県を対象とした里親募集説明会や里親認定研修を実施 ②対象:県民 ③実績:里親募集説明会:36回開催 125組(182名参加) 新規里親登録数:16組

(10)	被害少年の精神被害を回復するための継続的支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。	人身安全・少年課(警)	①内容:被害少年に対する継続的支援の実施(保護者の同意を得たもの) ②目的:当該少年の再被害の防止 ③対象:福祉犯の被害少年 ④実績:期間中の取扱いなし
(11)	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	市町村児童福祉主管課を通じて、学校、教育委員会と児童相談所等の連携強化を図ります。	こども・家庭支援課	①内容:各市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議(定期連絡会)において、構成機関となっている自治体の教育委員会と情報共有を図っている。 ②実績:定期連絡会を市町村で毎月1回開催、児童相談所や教育委員会、警察等により要保護児童等について情報共有を行っている。 ※「犯罪被害を受けた児童」に特化した取り組みではなく、虐待や非行等も含めた「要保護児童等」の情報共有を行う。
(12)	被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(高・特)の実施 ②対象:高校・特別支援学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:5月27日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:70名受講  ①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(小・中)の実施 ②対象:小学校・中学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:6月3日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:121名受講  ①内容:いじめ・不登校の未然防止のための人間関係づくり研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:8月5日 ④詳細:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における人間関係づくりを中心とした実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:62名受講  ①内容:学校で生かせるカウンセリング研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:10月18日 ④詳細:いじめ・不登校の解決支援に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:57名受講  ①内容:出前研修(教育相談)の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:※⑤実績参照 ④詳細:学校教育相談の推進に係る講義・演習・研究協議を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ⑤実績:196名受講 4月4日 大分県立竹田高等学校 36名受講 4月5日 大分県立由布高等学校 28名受講 4月13日 大分県立大分上野丘高等学校 63名受講 4月28日 大分県立日田高等学校(定時制) 13名受講 5月18日 臼杵市立下北小学校 14名受講 6月16日 大分県立別府支援学校石垣原校 24名受講 8月25日 大分県立安心院高等学校 16名受講 12月20日 大分県立大分工業高等学校 40名受講  ①内容:不登校対応対策教員研修の実施 ②対象:小・中学校の教諭 ③実施期間:1年間 ④詳細:教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ⑤実績:3名受講  ①内容:「性に関する指導」研修(*オンライン) ②日時:9月22日 ③演題:「学校で性暴力被害がおこった時の対応について」講義 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者101名  ①内容:新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時:8月20日 ③演題:「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象:新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績:受講者67名

		県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。	学校安全・安心支援課	①内容: スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配置 ■スクールカウンセラー 95名を配置し、全公立学校をカバー ■スクールソーシャルワーカー 83名を配置し、全公立学校をカバー 全中学校区 75名(うち、大分市独自配置26名含む) 県立学校 8名 ②実績: 大分県生徒指導支援チームを活用した相談支援件数10件(うち被害者支援にかかる件数0件)
(13)	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	犯罪被害者等の受診情報の保護・流出防止について、医療機関への周知を図ります。	医療政策課	①内容: 厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を各医療機関に周知した。

2 安全確保の充実(基本法第15条関係、条例第17条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	再被害防止措置の推進	同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領及び自主警戒の方法について教示するなどして、再被害防止の措置を推進します。	刑事企画課(警)	①内容: 再被害防止措置の推進 ②対象: 刑事施設等 ③実績: 警察と刑事施設等との連携を強化し、相互に連携をとる仕組みを構築した。 期間中の再被害防止措置の新規指定 1件1名
		再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。		①内容: 再被害防止措置の推進 ②対象: 検察庁等 ③実績: 関係機関が相互に連携して情報共有を行い、再被害のおそれがある被害者等の住所、氏名等を秘匿により逮捕状の請求を行った。
		子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。また、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会その他の関係機関・団体との連携に努め、子どもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止します。	人身安全・少年課(警)	①内容: 対象者への定期的な面会等の実施 ②対象: 再犯防止措置対象者 ③実績: 管轄警察署において対象者への定期的な面会等を実施した。
(2)	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するものとします。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	広報課(警)	①内容: 犯罪被害者等の心情に配慮した報道発表の実施 ②対象: 犯罪被害者等 ③実績: 発生した事案ごとに適切な発表内容となるよう検討を行うとともに、犯罪被害者に対しては、必要な情報提供を実施した。
			捜査第二課(警)	期間中の取扱いなし
(3)	保護対策の推進	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	組織犯罪対策課(警)	①内容: 不当要求防止に関する講話の開催 ②実績: 大分県証券警察連絡協議会等において6回開催  ①内容: 暴力団の不当要求に関する責任者講習の実施 ②対象: 各事業所責任者 ③実績: 県下警察署等において49回開催 受講人数1,739名  ①内容: その他企業対象・行政暴力対策の推進 ②対象: 県内企業 ③実績: 県下2企業から依頼有り 株主総会での警戒実施



(4)	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	DV被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、婦人相談所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等との連携を充実させます。	人身安全・少年課(警)	①内容:関係機関との連携 ②対象:DV被害者、児童虐待被害児童 ③実績:DV被害者については、被害者の安全確保を第一に、避難が必要な案件については婦人相談所と連携して避難措置を実施した。 児童虐待事案については、速やかに児童通告を行うとともに、危険性、緊急性の高い事案について児童相談所に一時保護を要請した。児童通告後は要保護児童対策地域協議会等の場において関係機関と情報共有を行った。
		学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や要保護児童対策地域協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図ります。		
(5)	DV・性暴力被害者の安全確保の強化	被害者が女性である場合、必要に応じ、婦人相談所での一時保護を実施します。	こども・家庭支援課	①内容:一時保護 ②対象:保護対象女性 ③実績:【DV被害者】19名(同伴児・者)17名 【その他の者からの暴力被害者】3名(同伴児・者)1名
		民間団体が設置するDV被害者等を一時保護するための施設(シェルター)の運営に要する経費を助成し、保護の充実を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:シェルター用住宅の家賃等及び入所者に対する同行支援の件費等の助成 ②対象:民間支援団体 ③実績:6件
		DV被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、適切な情報提供や助言に努めます。	こども・家庭支援課	①内容:助言 ②対象:来所相談者及び保護対象女性 ③実績:5件
			県民生活・男女共同参画課	①内容:助言 ②対象:来所相談者及び保護対象女性 ③実績:1件
		「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」、「性暴力被害者支援体制推進会議」を開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携を図ります。	県民生活・男女共同参画課	「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」 ①内容:支援に関わる関係機関の連携協力体制強化を図るための情報交換 ②日時:10月14日 ③対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所・大分市中央子ども家庭支援センター)、警察、法務局、裁判所、年金機構等職員、民間支援団体 ④実績:28名参加  「性暴力被害者支援体制推進会議」 ①内容:被害直後から中長期的な支援を総合的に受けることができる支援体制の推進 ②日時:10月27日 ③対象:産婦人科医会、弁護士会、公認心理師協会、すみれ、大分市中央子ども家庭支援センター、県立病院、教育庁、警察、大分県福祉保健部、児童相談所、婦人相談所、アイネス ④実績:21名参加
	配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。		①内容:相互の事業についての情報交換 ②日時:7月28日、10月14日 ③対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所・大分市中央子ども家庭支援センター職員)、警察 ④実績:8名(7月)、7名(10月)参加	
(6)	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	児童虐待の発見に資する教養や子どもの死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待対応の徹底を図ります。	地域課(警)	①内容:生活安全課(警察署)との連携 ②対象:援助要請事案 ③実績:事案の認知時や対応が必要な場合等において、警察署の業務主管課(生活安全課)と連携し、任務分担に従った対応を行った。
			人身安全・少年課(警)	①内容:児童虐待事案の着眼点等について、執務資料を发出し、部内教養を実施 ②対象:警察職員 ③実績:児童虐待事案の着眼点等について、部内教養を実施し、児童虐待事案の早期発見を促すとともに、児童相談所と連携した被害児童の早期発見に努めた。
			人身安全・少年課(警)	①内容:児童虐待防止法第10条に基づく援助要請を児童相談所から受け、児童相談所と警察署が連携して対応し、被害児童の保護に努める ②目的:被害児童の安全の確保 ③実績:児童相談所職員の業務が適切に行われるよう援助を実施した。
			人身安全・少年課(警)	①内容:児童虐待事案の適切な事件化と被害児童の支援 ②目的:児童虐待事案の検挙 ③実績:児童虐待事件等検挙件数9件(令和3年中)
		捜査第一課(警)	①内容:児童虐待事案認知時の適切な事件対応 ②対象:被害児童等 ③実績:被害状況等に応じて被疑者を早期に検挙し、更なる被害を防止した。	

	<p>市町村要保護児童対策地域協議会の設置や実務者会議の開催による情報共有、支援協議等の取組を進めます。</p> <p>児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部において、重大事例等の検証を実施します。</p>	<p>子ども・家庭支援課</p>	<p>【市町村要保護児童対策地域協議会】</p> <p>①内容：市町村要保護児童対策地域協議会の設置及び実務者会議を開催。県と市による共同管理台帳を作成し、児童相談所、警察学校等関係機関と情報共有・進行管理</p> <p>②実績：共同管理台帳登録件数 2,208件(R4.3月時点) 定期連絡会開催回数 252回 ※要保護児童対策地域協議会は、犯罪被害者に特化した取組でなく、より幅広い「要保護児童等」が対象。実務者会議には、児童相談所が必ず参加し、個別ケースに対する助言等も実施</p> <p>【大分県要保護児童対策地域協議会】</p> <p>①内容：大分県要保護児童対策地域協議会の設置及び運営</p> <p>②対象：市町村、医療機関、福祉及び教育等の関係機関等</p> <p>③実績：令和3年度は代表者会議(1回)を開催。参加者70名 日時：11月12日</p> <p>令和3年度は児童虐待による死亡事例がないため、取組なし</p>
--	---	------------------	---

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等(基本法第19条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	職員等に対する研修の充実等	採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領に関する教養を行います。	広報課(警)	①内容：犯罪被害者等による講演会の開催、及び各種専科における教養の実施 ②対象：警察職員 ③実績：犯罪被害者等による講演の聴講などにより、犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。
		犯罪被害者の講演を組み込むなど、犯罪被害者への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者の二次的被害の防止に努めます。		
		性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施に配慮します。また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努めます。	人身安全・少年課(警)	①内容：警察職員に対する教養 ②対象：性犯罪や児童虐待、DV事案等を担当する警察官 ③実績：人身安全関連事案専科、生活安全任用科等にて教養を実施した。
		被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めます。	捜査第一課(警)	①内容：専科入校生に対し性犯罪事件捜査について教養を実施 ②対象：入校生15名(捜査部長6名、捜査9名) ③実施期間：10月4日から10月8日までの間
		性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性やセクシャルマイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施します。	捜査第一課(警)	①内容：専科入校生に対し性犯罪事件捜査について教養を実施 ②対象：入校生15名(捜査部長6名、捜査9名) ③実施期間：10月4日から10月8日までの間  ①内容：県内各署の捜査員に対する巡回教養を実施 ②対象：性犯罪捜査に従事する県内各警察署の警察官 ③実施期間：11月15日から12月16日までの間
		障がい者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施します。	捜査第一課(警)	①内容：専科入校生に対し障害者の特性を踏まえた捜査及び被害者支援推進に関する教養を実施 ②対象：入校生15名(捜査部長6名、捜査9名) ③実施期間：10月4日から10月8日までの間

	児童福祉司任用後研修、警察と児童相談所との連携強化研修を実施します。	こども・家庭支援課	<p>【児童相談所職員】</p> <p>①内容:児童福祉司任用後研修 ②対象:児童相談所職員 ③目的:専門性の向上 ④実績:25回実施</p> <p>①内容:警察と児童相談所の合同研修会 ②対象:警察官、児童相談所職員、弁護士 ③目的:児童虐待対応合同演習 ④日時:11月19日 ⑤実績:参加者61名</p>
	配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者に対し、相談員としての資質向上を図るための研修会等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容:初任者研修 ②日時:5月27日 ③対象:相談員等 ④実績:46名参加</p> <p>①内容:ブロック研修 ②日時:10月5日、10月13日、10月20日 ③対象:相談員、民生委員・児童委員、市町村職員、保健師、警察等 ④実績:延べ78名参加</p> <p>①内容:中堅者研修 ②日時:2月28日 ③対象:相談員等 ④実績:85名参加</p> <p>①内容:相談員スーパービジョンの実施 ②日時:9月2日(女性相談) ③対象:県、市町村相談員等 ④実績:14名</p>
(2)	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	捜査第一課(警)	①内容:指導官等の指定 ②実績:捜査第一課の警視を1名性犯罪捜査指導官に指定 性犯罪指定捜査員を各署に女性1名指定
	性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間犯罪被害者支援団体との連携強化に努め、その活動への理解を促進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。	捜査第一課(警)	①内容:適切な証拠の採取 ②対象:資料採取を行う医療機関 ③実績:各署に性犯罪で使用する証拠資料採取キットを配備し、資料採取を行う医療機関に対して随時採取方法を教示しながら適切に証拠採取を実施した。 性犯罪認知時における女性警察官の積極的な活用を実施した。
(3)	被害児童からの事情聴取における配慮	広報課(警)	①内容:被害児童等の心情や特性に配慮した事情聴取 ②対象:被害児童等 ③実績:児童を被害者とする事案における関係機関との緊密な連携と当該児童からの事情聴取場所、回数、方法等の配慮を行った。
	被害児童から事情聴取をすることを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進めます。	人身安全・少年課(警)	①内容:事案認知時に、児童相談所の担当者と連携を密にし、検察庁と代表者聴取等の協議等を実施 ②対象:児童相談所、検察庁 ③実績:関係機関の三者協議を積極的に行い、被害児童に負担をかけない代表者聴取を実施した。
(4)	犯罪被害者等のための施設等の環境整備及び活用	広報課(警)	①内容:被害者支援用車両の活用等 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:犯罪被害者の支援の際、不測の事態に備えるため、周囲からの視線を遮断できるカーテン付きの車両を活用した。
		刑事企画課(警)	①内容:事情聴取場所の選定、犯罪被害者等の心情への配慮 ②対象:警察職員 ③実績:犯罪被害者等に説明を行うときは、犯罪被害者用の事情聴取室等の利用などの犯罪被害者等の心情に配慮した対応を指導した。
		捜査第一課(警)	①内容:犯罪被害者等を衆目に晒さないための対応 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:被害者の心情に配慮して事情聴取場所を選定した。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	告訴・告発、被害届等の適切な受理	告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものであるものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者の立場に立って適切に対応します。	捜査第二課(警)	①内容: 告訴・告発の認知段階又は被害届の受理段階から事案内容に応じた適切な処理等を指示 ②対象: 各警察署 ③実績: 各警察署が、告訴・告発又は被害届を受理した段階から本部に報告し、犯罪被害者の立場から適切な処理を行った。
			交通指導課(警)	①内容: 「告訴に関する教示書」の作成による周知徹底 ②実績: 被害者の不安を払拭。自転車事故(過失傷害)の告訴等の取扱いについて、被害者の確実な理解を得るよう務めた。
		犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講じます。	刑事企画課(警)	①内容: 告訴・告発の認知段階又は被害届の受理段階から事案内容に応じた適切な処理等を指示 ②対象: 各警察署 ③実績: 各警察署が、告訴・告発又は被害届を受理した段階から本部に報告し、犯罪被害者の立場から適切な処理を行った。
(2)	医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないよう努めます。また、医療機関と連携して、採取キットの整備の充実に努めます。	捜査第一課(警)	①内容: 医療機関受診時の資料採取と証拠化 ②対象: 医療機関 ③実績: 医師等と連携し、被害者の負担を軽減しつつ適切に証拠資料を採取した。
		性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医学会などのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。		
(3)	刑事の手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、「被害者の手引」に関係機関・団体による犯罪被害者のための制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。	地域課(警)	①内容: 犯罪被害者の要望による地域警察官の犯罪被害者等への訪問・連絡活動を実施し、必要に応じ手引きの配付等を実施。 ②実績: 期間中の活動実施なし。
			刑事企画課(警)	①内容: 「被害者の手引」に関係機関による支援内容・連絡先等を記載しており、捜査の初期段階において同手引を配布 ②実績: 配布数138件
			交通指導課(警)	①内容: ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的: 被害者や遺族等が抱える不安の払拭 ③実績: 87件
		刑事企画課(警)	①内容: 英語、中国語、韓国語版の「被害者の手引」を準備、必要時は部内通訳者等を活用し、確実な説明を実施 ②実績: 期間中の配布数0件 ③大分県警察ホームページにて公開済み	
		交通指導課(警)	①内容: ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的: 外国人被害者等の二次的被害の軽減、防止 ③実績: 0件 ④大分県警察ホームページにて公開済み ⑤URL: <a href="http://www.pref.oita.jp/site/keisatu/forforeigner.html">http://www.pref.oita.jp/site/keisatu/forforeigner.html</a>	
(4)	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	捜査第一課(警)	①内容: 司法解剖等に関する遺族への適切な説明 ②対象: 遺族等 ③実績: 解剖を行うに際して、その必要性等を遺族に分かりやすく説明し、理解と協力を得た。

(5)	犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者と協議し、その意向を踏まえた上で返却し、又は処分するよう努めます。	刑事企画課 (警)	①内容: 適正な保管管理及び捜査幹部による証拠品の吟味の徹底 ②実績: 幹部において必要性を速やかに判断し、留置の必要がなくなった証拠物件については、検察庁と連携して早期の還付手続きを実施した。
(6)	捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じます。	刑事企画課 (警)	①内容: 被害者の要望、心情等に配慮して、捜査状況、被疑者の検挙及び処分状況等の連絡を実施。その際、捜査を担当する警察署の捜査員を被害者連絡担当係に、課長を被害者連絡責任者に指定し、被害者連絡を確実に実施 ②実績: 138件
		被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、他の行政機関及び犯罪被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者の支援の必要に応じ、関係機関・団体との連携を図ります。	刑事企画課 (警)	①内容: 早期援助団体に対する情報提供等の実施 ②対象: 犯罪被害者等 ③実績: 17件(令和3年中) 他の行政機関への情報提供はなし
(7)	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めます。	交通指導課 (警)	①内容: 被害者等の心情に配慮した適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進 ②詳細: 特定事故事件・指導対象事故事件への交通事故事件捜査統括官・交通事故鑑識官の全件臨場 ③実績: 事犯の真相解明のための現場指揮と適正捜査に従事する捜査員の育成を行った。
		被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図ります。	交通指導課 (警)	①内容: 被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等 ②対象: 交通事故被害者等 ③実績: 交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、精神的な負担の軽減を図った。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報提供の充実強化(基本法第11条関係、条例第13条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	市町村における総合的対応窓口の体制強化等の促進	各市町村に設置されている総合的対応窓口について県のホームページに掲載するなど情報提供を行います。	県民生活・男女共同参画課	①県HPにて掲載 URL: <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaihigaisha2.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaihigaisha2.html</a>
		一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口の機能の強化を図ることを目的とした研修を実施します。		①内容: 大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議 ②日時: 6月24日、9月15日、11月30日 ③対象: 市町村の窓口担当職員等 ④参加者: 17市町村から延べ36名
		犯罪被害者等支援ハンドブックを改定し、市町村総合的対応窓口へ配布するとともに、県ホームページに掲載します。		①内容: 「犯罪被害者等支援ハンドブック」改定作業中、県HPに一部様式等を掲載 ②URL: <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaihandobook.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaihandobook.html</a>
		DV被害者の緊急時の安全確保や自立に向けた継続的な支援が行えるよう、市町村に対して、配偶者暴力相談支援センターの設置を要請するとともに、必要な情報の提供や助言に努めます。		①内容: 市町村DV行政主管課長及び担当者研修会 ②対象: 各市町村DV行政主管課長、担当者 ③実績: 新型コロナウイルス感染症の影響で集合研修中止
(2)	性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援の充実	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者をワンストップで受け止め、被害者に寄り添いながら、必要な支援を行います。また、全国統一の相談専用電話「#8891」を利用し、24時間365日の電話等による相談対応を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容: おおいた性暴力救援センター・すみれを平成28年4月1日に開設 ②対象: 性犯罪等被害者 ③実績: 相談件数 754件(うちコールセンター140件) 付添い支援 177件 経済的支援 54件
(3)	医療機関における性犯罪・性暴力被害者への対応の整備	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の提携病院や協力病院の医師、看護師等をはじめ、医療関係者に対して、性暴力被害者支援に関する研修への参加を要請します。	県民生活・男女共同参画課	実施なし
(4)	性犯罪・性暴力被害に遭った児童生徒への対応の充実	性犯罪・性暴力被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフが連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携に努めます。	学校安全・安心支援課	①内容: スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配置 ■スクールカウンセラー 95名を配置し、全公立学校をカバー ■スクールソーシャルワーカー 83名を配置し、全公立学校をカバー 全中学校区 75名(うち、大分市独自配置26名含む) 県立学校 8名 ②実績: 大分県生徒指導支援チームを活用した相談支援件数10件(うち被害者支援にかかる件数0件)
		24時間子供SOSダイヤルや民間の犯罪被害者支援団体について、児童生徒や関係者に周知を図るよう努めます。		①内容: 24時間子供SOSダイヤルの運用 ②実績: 452件(うち、犯罪被害に係る件数0件)
		被害児童生徒の相談等に対し適切な対応ができるよう、「性に関する指導の手引き」を活用し、教職員の対応能力の向上を図ります。	体育保健課	①内容: 「性に関する指導」研修(*オンライン) ②日時: 9月22日 ③演題: 「学校で性暴力被害がおこった時の対応について」講義 ④対象: 養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績: 受講者101名  ①内容: 新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時: 8月20日 ③演題: 「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象: 新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績: 受講者67名

(5)	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」に関する広報、女性警察官が配置されている警察署の刑事課、交番等の効果的運用等により、性犯罪被害者が情報を入力する際の利便性の拡大に努めます。	広報課(警)	①内容: 手引の確実な配付と適切な説明の実施 ②対象: 性犯罪被害者 ③実績: 対象事案認知時に、被害者に対して手引を配布するとともに適切な説明を行った。
			地域課(警)	①内容: 関係機関・団体等に関する情報提供と必要時における確実な引継ぎ ②実績: 各種地域警察活動を通じ、関係機関・団体等の活動に関する情報を提供するとともに、必要時にはそれら機関・団体等を紹介する等の確実な引継ぎを行った。 ③内容: 女性警察官の効果的運用 ④実績: 交番や警察本部鉄道警察隊等、対象事案の取扱いが多い部署に、女性警察官を配置した。
			捜査第一課(警)	①内容: 女性警察官の性犯罪指定捜査員への指定 ②対象: 女性警察官 ③実績: 県下19名の女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定した。
			広報課(警)	①内容: 関係機関・団体との連携 ②実績: 事件化の有無にかかわらず、被害申告や相談受理当初に被害者支援に関する制度等を教示し、被害者が早期に支援を受けられるよう配慮した。
			捜査第一課(警)	①内容: 関係機関・団体との連携 ②実績: 事件化の有無にかかわらず、被害申告や相談受理当初に被害者支援に関する制度等を教示し、被害者が早期に支援を受けられるよう配慮した。
(6)	警察における相談体制の充実等	全国統一の相談専用電話「#9110」のほか、性犯罪被害相談電話、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	捜査第一課(警)	①内容: 性犯罪被害者から相談等を受理できる警察官の養成 ②実績: 女性警察官1名を配置して対応した。
			広報課(警)	①内容: 警察安全相談等の相談窓口で、犯罪被害者の住所地のいかなを問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望に応じて、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体に関する情報提供や引継ぎを実施した。 ②実績: 警察安全相談受理事件数18,786件(令和3年中)
			組織犯罪対策課(警)	①内容: 警察本部と大規模警察署においては暴力相談電話及び薬物相談電話、警察本部においては拳銃匿名通報電話を設置 ②実績: 24時間受付対応を実施した。
			捜査第一課(警)	①内容: 被害申告を受けて事情聴取するに際し、対応警察官の性別に関する被害者の要望を確認した上で、被害者の意向に沿う対応の実施 ②実績: 即座に希望する性別の警察官が対応できない場合は、被害者に事情を説明した上、担当警察官への引継ぎを徹底し、後刻事情聴取を実施(性犯罪被害相談電話についても同様の対応を実施)、聴取に当たっては、被害者が衆目に晒されないよう日時場所に配慮した。
			組織犯罪対策課(警)	①内容: 110番通報や警察総合相談電話等では、警察に対する直接の通報等であるため、身元が特定されたり、事情聴取等の形で刑事手続に巻き込まれる可能性があることから、通報等を躊躇する者がいると推察され、それらの状況を踏まえ、有効な情報を得るために警察庁の委託を受けた者が匿名で通報を受け付ける。 ②実績: 警察庁から、匿名通報ダイヤルによる情報を受けた本部主管課が、内容を精査したうえで、関係所属と連携をして速やかに対応した。
		性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては、当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。	捜査第一課(警)	①内容: 相談者の希望する性別の職員が相談対応に当たり、執務時間外は相談者に確認して、当直中に希望する性別の捜査員がいなくて緊急を要さない相談であれば、当直終了後に引き継ぎを実施 ②実績: 当直が対応した事案は適切な引き継ぎを実施

<p>(7)</p>	<p>指定被害者支援要員制度の活用</p>	<p>事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言等を行った後、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介するとともに、これらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努めます。</p> <p>死傷者が多数に及ぶ事案にも対応できるよう、指定被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援担当部門と捜査部門との連携強化を図ります。</p>	<p>広報課(警)</p>	<p>①内容:指定被害者支援要員制度の適切な運用 ②対象:警察職員 ③実績:犯罪被害者支援担当者会議、専科や各種会議、研修会等において指示。犯罪発生からの即報体制を確立し、被害直後からの総合的、横断的な支援活動の推進に努めた。</p>
<p>(8)</p>	<p>ストーカー事案及びDV事案への適切な対応</p>	<p>被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。</p> <p>「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)を踏まえ、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等、加害者に関する取組を推進します。</p>	<p>人身安全・少年課(警)</p>	<p>①内容:被害者の安全確保の推進 ②対象:該当事案に対応する警察官 ③実績:ストーカー、DV事案は人身安全関連事案として、認知直後から警察署と本部とが連携した組織的な対応に努めた。</p> <p>①内容:ストーカー事案に対応する体制等の確立 ②対象:該当事案に対応する警察官 ③実績:本部、警察署に担当係で構成された体制を確立、ホテル宿泊代公費負担による一時避難先の確保、110番登録の推進、ストーカー加害者に対する精神医学的、心理学的アプローチの実施、関係機関との連携等を図った。</p>
<p>(9)</p>	<p>DVIに関する相談体制の充実</p>	<p>全国統一の相談専用電話「#8008」を利用し、消費生活・男女共同参画プラザにおける女性総合相談、男性総合相談、県民相談で潜在的なDV相談者の早期発見に努めます。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでの相談、被害者の自立のための各種制度利用等に関する情報提供を実施します。</p> <p>被害者が抱える法律問題について、専門的助言を行うため、弁護士による無料法律相談を実施します。</p> <p>被害者となった障がい者や高齢者の相談の充実のため、市町村等と連携・協力を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p> <p>子ども・家庭支援課</p> <p>県民生活・男女共同参画課</p> <p>子ども・家庭支援課</p> <p>県民生活・男女共同参画課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>障害福祉課</p>	<p>①内容:専門の相談員(女性相談員3名、男性相談員1名)が様々な問題や悩みに対応 ②対象:県民 ③受付時間:月～金9:00～16:30(祝日、年末年始除く) ④実績:女性総合相談1,993件、男性総合相談167件、県民相談193件</p> <p>①内容:情報提供の実施 ②対象:県民 ③実績:相談受付件数(婦人相談所分)291件</p> <p>①内容:DV相談員等基礎研修会及び婦人保護事業担当職員等研修会 ②対象:婦人保護事業関係機関 ③実績:46名参加</p> <p>①内容:専門の相談員(女性相談員3名、男性相談員1名)がDV相談に対応 ②対象:県民 ③受付時間:月～金9:00～16:30(土日祝、年末年始除く) ④実績:DV相談123件</p> <p>①内容:法律相談の実施 ②対象:県民 ③実績:相談受付件数(婦人相談所分)12件</p> <p>①内容:自立に向けた専門的助言を必要とする法律問題について、弁護士による法律相談を月に1回開催 ②対象:県民 ③実績:15件</p> <p>①内容:高齢者虐待の困難事例に対する社会福祉士による専門電話相談 ②対象:市町村職員、地域包括支援センター職員 ③日時:平日午前9時から午後5時まで ④目的:市町村や地域包括支援センターにおける高齢者虐待の困難事例に対して、専門スタッフによる電話相談窓口を設置し、助言を行うことで、高齢者虐待の防止と権利擁護の推進を図る。 ⑤実績:相談件数59件</p> <p>①内容:障がい者虐待防止対策連携会議の開催 ②日時:7月28日(水) ③対象:市町村職員、県警、労働局 ④詳細:県内の虐待事例について、事実確認までの流れの確認等</p>



(10)	被害少年等が相談しやすい環境の整備	生活安全部 人身安全少年課 大分っ子フレンドリーサポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。	人身安全・少年課(警)	①内容:大分っ子フレンドリーサポートセンター(非行、いじめ、家庭教育などに関する悩み)の電話相談等相談体制の充実、関係機関に対する情報提供、確実な引継ぎの実施 ②実績:令和3年度中、大分っ子フレンドリーサポートセンターや各警察署において、少年や保護者等から、少年関係の相談を863件受理、対応した。
		ヤングテレホンや電子メールによる相談等の被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。		①内容:少年相談に関する相談窓口として「ヤングテレホン」を設置し、少年に関する相談を受理 ②対象:被害少年の相談を認知した場合 ③実績:ヤングテレホンを本部 人身安全・少年課1台、各警察署1台ずつ計16箇所設置した。
(11)	教育委員会及び学校における相談体制の充実等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(高・特)の実施 ②対象:高校・特別支援学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:5月27日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:70名受講  ①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(小・中)の実施 ②対象:小学校・中学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:6月3日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:121名受講  ①内容:いじめ・不登校の未然防止のための人間関係づくり研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:8月5日 ④詳細:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における人間関係づくりを中心とした実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:62名受講  ①内容:学校で生かせるカウンセリング研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:10月18日 ④詳細:いじめ・不登校の解決支援に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:57名受講  ①内容:出前研修(教育相談)の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:※⑤実績参照 ④詳細:学校教育相談の推進に係る講義・演習・研究協議を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ⑤実績:196名受講 4月4日 大分県立竹田高等学校 36名受講 4月5日 大分県立由布高等学校 28名受講 4月13日 大分県立大分上野丘高等学校 63名受講 4月28日 大分県立日田高等学校(定時制) 13名受講 5月18日 臼杵市立下北小学校 14名受講 6月16日 大分県立別府支援学校石垣原校 24名受講 8月25日 大分県立安心院高等学校 16名受講 12月20日 大分県立大分工業高等学校 40名受講
				①内容:不登校対応対策教員研修の実施 ②対象:小・中学校の教諭 ③実施期間:1年間 ④詳細:教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ⑤実績:3名受講
			体育保健課	①内容:「性に関する指導」研修(*オンライン) ②日時:9月22日 ③演題:「学校で性暴力被害がおこった時の対応について」講義 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者101名  ①内容:新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時:8月20日 ③演題:「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象:新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績:受講者67名

		県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。	学校安全・安心支援課	①内容: スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配置 ■スクールカウンセラー 95名を配置し、全公立学校をカバー ■スクールソーシャルワーカー 83名を配置し、全公立学校をカバー 全中学校区 75名(うち、大分市独自配置26名含む) 県立学校 8名 ②実績: 大分県生徒指導支援チームを活用した相談支援件数10件(うち被害者支援にかかる件数0件)
(12)	犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	必要に応じ、児童相談所での心理ケア等を実施します。	こども・家庭支援課	①内容: 児童相談所において、適宜、必要に応じて心理的ケアを行っている。 ②対象: 本人及び保護者 ③実績: 必要に応じ、カウンセリングや心理療法等を適宜・適切に実施。 ※児童相談所では、「犯罪被害児」であるか否かの判断は行っていない。 また、犯罪被害児に特化した取組は行っていないため、具体的な取組実績の提示は困難である。
(13)	医療機関等との連携・協力及び情報提供の充実・強化	医療に関する患者等からの相談等に対応する「医療安全支援センター」について、その周知を図るとともに、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。	医療政策課	①内容: 県庁ホームページにおいて、医療安全支援センターについて周知している。 ②URL: <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/anzen-2014-2.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/anzen-2014-2.html</a> ③内容: 医療安全支援センターカンファレンスを1～2箇所ごとに開催し、相談情報の共有やセンター機能の質の向上を図った。
		障害福祉サービスが必要な犯罪被害者等において、利用のために必要な制度について、周知を図ります。	障害福祉課	①内容: 障がい者に向けた周知 ②実績: 冊子「障がい者福祉のしおり」を約4千部作成し、医療機関からの求めに応じて配布した。またPDF版を県ホームページに掲載し、周知にも努めた。 ③URL: <a href="https://www.pref.oita.jp/site/shiori/">https://www.pref.oita.jp/site/shiori/</a>
(14)	交通事故相談活動の推進	専門の相談員が相談に応じます。また、国の主催する交通事故相談員の研修会などへの派遣により、相談員の資質と相談能力の向上に努めます。	生活環境企画課	①内容: 交通事故に関する相談(過失割合、損害賠償、自賠責保険請求方法、示談の仕方等) ②目的: 交通事故被害者等に対する適正な補償と安心の確保 ③対象: 県民 ④方法: 面談(出張含む)、電話相談 ⑤実績: 301件  ①内容: 研修会の実施 ②実施期間: 令和3年12月22日～令和4年1月18日(Web開催) ③詳細: 事例研究、大学教授等による講義、実施後のアンケートの提出等 ④参加者: 相談員2名が参加
(15)	消費生活に関する相談・支援	消費生活・男女共同参画プラザの消費生活相談窓口において、特殊詐欺や悪質商法、ヤミ金融などに関する相談に応じ、県警察本部や弁護士会など関係機関と連携しながら、解決に向けた助言等を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 警察、弁護士など、適切な関係機関と連携し、解決に向けた助言を行う ②実績: ヤミ金・サラ金に関する相談 31件
(16)	県民相談に関する相談・支援	消費生活・男女共同参画プラザの県民相談窓口において、幅広く相談を受け付け、必要に応じて、関係機関につなぎます。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 専門の相談員が様々な問題や悩みに対応 ②対象: 県民 ③受付時間: 月曜から金曜9:00～16:30(土日祝、年末年始除く) ④実績: 県民相談193件
(17)	「被害者の手引」の内容の充実等	犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、「被害者の手引」に関係機関・団体による犯罪被害者のための制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。	刑事企画(警)	①内容: 「被害者の手引」に関係機関による支援内容・連絡先等を記載しており、捜査の初期段階において同手引を配布 ②実績: 配布数138件
		外国人向けの「被害者の手引」を作成するとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者支援施策について周知を図ります。	交通指導課(警)	①内容: 英語、中国語、韓国語版の「被害者の手引き」を準備 ①内容: ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的: 外国人被害者等の二次的被害の軽減、防止
(18)	「支援ノート」の作成・交付	各種手続や支援制度をわかりやすく掲載するとともに、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。	県民生活・男女共同参画課	○「犯罪被害者等支援ノート『絆』」の交付 ①交付部数: 10部

(19)	海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援	外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努めます。	広報課(警) 警備企画課(警)	期間中の取扱いなし
(20)	警察における関係機関・団体との連携の充実・強化	県警察・警察署レベルで設置されている被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするるとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図ります。  被害者支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等について情報提供を犯罪被害者に対して行うよう努めます。	広報課(警)	①内容:大分県犯罪被害者等支援連絡協議会の開催 ②実施方法:幹事会は、6月29日に対面開催 総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため書面開催 ③詳細:令和2年度の活動結果報告、令和3年度の活動計画等  ①内容:合同街頭広報活動の実施 ②日時:11月25日 ③実績:20名参加
(21)	犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の設置及び内部連携の強化	「大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議」を定期的に開催し、被害者支援に携わる職員の資質向上及び情報の共有を図ります。  「第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針」を市町村、民間支援団体等に配布し、県が実施する支援施策に係る情報の提供を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の実施 ②対象:県庁内犯罪被害者等支援関連部署職員 ③詳細:R3指針の取組状況  ①内容:県HPにて掲載している ②URL: <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaisisinkaitei.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaisisinkaitei.html</a>
(22)	犯罪被害者等支援に係る連携体制の構築	県、警察、市町村、民間支援団体、弁護士などの有識者等による、犯罪被害者支援に係る具体的な課題等を検討するための会議を定期的に開催します。  支援関係機関等との連携を図り、被害者支援が確実かつ円滑に行われるよう、犯罪被害者等支援コーディネーターを設置します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議 ②組織:県民生活・男女共同参画課、警察本部犯罪被害者支援室、市町村犯罪被害者等支援担当、(公社)大分被害者支援センター、弁護士会、医師会、ピアサポート大分絆の会 ③実績:6月24日、9月15日、11月30日 ④参加者:県、警察、市町村、民間支援団体、弁護士など延べ56名  ①内容:犯罪被害者等支援コーディネーターの設置 市町村職員からの犯罪被害者等の支援に係る相談に対する情報提供や助言を行うとともに、県・市町村等の関係主体間の連携を強化等を図る ②委託先:(公社)大分被害者支援センター ③設置:4月1日 ④実績:ア)市町村からの相談対応 (32件) イ)各支援機関間の連携 (3件) ウ)個別事案における調整 (193件) エ)人材育成 (2件)
(23)	DV・性暴力被害者支援関係機関の連携の充実	「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」、「性暴力被害者支援体制推進会議」を開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携を図ります。  配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。	県民生活・男女共同参画課	「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」 ①内容:支援に関わる関係機関の連携協力体制強化を図るため情報交換の実施 ②日時:10月14日 ③対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所職員、大分市中央子ども家庭支援センター職員)、警察、法務局、裁判所、年金機構等職員、民間支援団体 ④実績:28名参加  「性暴力被害者支援体制推進会議」 ①内容:被害直後から中長期的な支援を総合的に受けることができる支援体制の推進 ②日時:10月27日 ③対象:産婦人科医会、弁護士会、公認心理師協会、すみれ、大分市中央子ども家庭支援センター、県立病院、教育庁、警察、大分県福祉保健部、児童相談所、婦人相談所、アイネス ④実績:21名参加  ①内容:相互の事業についての情報交換 ②日時:7月28日、10月14日 ③対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所・大分市中央子ども家庭支援センター職員)、警察 ④実績:8名(7月)、7名(10月)参加

2 研修の充実と人材の養成等(基本法第21条関係、条例第21条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	民生委員・児童委員に対する研修	民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等の人権に配慮した適切な対応が行われるよう研修を実施します。	福祉保健企画課	<p>①内容: 民生委員・児童委員協議会会長研修を実施 ②詳細: 単位民生委員・児童委員協議会会長を対象に、協議会会長として必要な指導力の習得を図る。(人権・啓発研修含む) ③日時: 令和3年12月3日 ④実績: 参加者167名</p> <p>①内容: 民生委員・児童委員指導者研修を実施 ②詳細: 中堅(2期目以上)の民生委員・児童委員を対象に、相談援助を行う上で必要な活動力の修得を図る。(人権・啓発研修含む) ③日時: 令和3年11月24日 ④実績: 参加者160名</p> <p>①内容: 民生委員・児童委員新任研修を実施 ②詳細: 新任の民生委員・児童委員を対象に、相談援助を行う上で必要な活動力の修得を図る。(人権・啓発研修含む) ③日時: 令和4年3月9日 ④実績: 参加者26名</p> <p>①内容: 民生委員・児童委員ブロック別研修 ②詳細: 社会福祉事業の当面する問題に対する認識を深め、日常の活動を推進して地域と行政の連携を強化するため、社会資源の活用方法等の専門的知識の習得を図る。すべての民生委員・児童委員を対象に県下8ブロックにわけて実施。 ③日時: 令和3年7月28日～令和3年11月10日 ④実績: 2,088名(うち842名は資料送付のみ)</p>
(2)	医療関係者に対する研修等の実施	医師、看護師等の医療関係者を対象に、DV相談機関の周知やDVに関する研修及び性犯罪・性暴力被害者の支援に関する研修等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	実施なし
(3)	性犯罪・性暴力被害者の相談・支援に携わる者の研修等の充実	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の相談員等を対象に支援者としての資質向上を図るため、性暴力被害者支援に関する研修等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容: 性暴力被害者相談員等スーパービジョン ②日時: 11月10日 ③対象: すみれ相談員・女性総合相談員 ④実績: 14名</p>
(4)	障がい者虐待防止等のための体制の充実	大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターを設置し、通報・相談体制の整備を行っています。障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を図ります。	障害福祉課	<p>①内容: 障がい者虐待防止対策連携会議の開催 ②日時: 7月28日(水) ③対象: 市町村職員、県警、労働局 ④詳細: 県内の虐待事例について、事実確認までの流れの確認等</p>
(5)	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関専門職研修、児童福祉施設基幹的職員研修、児童福祉に関する心理職員合同研修、学校及び警察との連携強化研修等を実施します。	こども家庭支援課	<p>【児童相談所職員】</p> <p>①内容: 児童福祉司スーパーバイザー任用後研修(派遣研修) ②対象: 児童相談所職員(児童福祉司スーパーバイザー) ③目的: 児童福祉司スーパーバイザーを養成し、支援の充実を図る。 ④実績: 4名を派遣</p> <p>①内容: 児童福祉司任用後研修 ②対象: 児童相談所職員 ③目的: 専門職員の養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 25回実施</p> <p>【市町村等児童相談関係職員】</p> <p>①内容: 市町村要保護児童対策調整機関職員研修を開催 ②対象: 市町村職員 ③目的: 専門職員の養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 4日間実施 参加者延べ93名</p> <p>①内容: 市町村保健師と児童相談所の連携強化研修 ②対象: 市町村職員(保健師) ③目的: 児童虐待への対応や社会的養護への理解、相互の連携強化。 ④実績: 10月29日 参加者25名</p> <p>【児童福祉施設職員】</p> <p>①内容: 児童福祉施設基幹的職員養成研修 ②対象: 児童福祉施設基幹的職員 ③目的: 専門機関としての児童養護施設の役割を拡充し、地域での連携強化を図る。 ④実績: 2日間実施 参加者延べ27名</p> <p>①内容: 施設指導職員専門講座 ②対象: 児童福祉施設指導職員 ③目的: 児童養護施設職員の養育力強化を図る。 ④実績: 2日間実施 参加者延べ21名</p>

(6)	DV被害者支援に携わる相談員・職員に対する研修の実施	配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者に対し、相談員としての資質向上を図るための研修会等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容: 初任者研修 ②日時: 5月27日 ③対象: 相談員等 ④実績: 46名参加</p> <p>①内容: ブロック研修 ②日時: 10月5日、10月13日、10月20日 ③対象: 相談員、民生委員・児童委員、市町村職員、保健師、警察等 ④実績: 延べ78名参加</p> <p>①内容: 中堅者研修 ②日時: 2月28日 ③対象: 相談員等 ④実績: 85名参加</p> <p>①内容: 相談員スーパービジョンの実施 ②日時: 9月2日(女性相談) ③対象: 県、市町村相談員等 ④実績: 14名(9月)参加</p>
(7)	高齢者虐待防止等のための体制の充実	高齢者に対する虐待への対応力向上のため、虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員や市町村に対する研修の充実・強化に努めます。	高齢者福祉課	<p>①内容: 地域包括支援センター等初任者研修(養護者対応者向け) ②対象: 地域包括支援センター職員、市町村職員 ③日時: 5月19日(水) ④目的: 地域包括支援センターや市町村職員が虐待対応にあたる上での専門的視点や技術を習得することによる実践力の向上を図る。 ⑤実績: 59名</p>
(8)	市町村における支援体制の強化	一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口の機能の強化を図ることを目的とした研修を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容: 大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議 ②日時: 6月24日、9月15日、11月30日 ③対象: 市町村の窓口担当職員等 ④参加者: 17市町村から延べ36名</p>
(9)	職員等に対する研修の充実等	採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領に関する教養を行います。	<p>広報課(警)</p> <p>人身安全・少年課(警)</p> <p>捜査第一課(警)</p> <p>交通指導課(警)</p> <p>広報課(警)</p> <p>人身安全・少年課(警)</p> <p>捜査第一課(警)</p>	<p>①内容: 犯罪被害者等による講演会の開催、及び各種専科における教養の実施 ②対象: 警察職員 ③実績: 特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容: 警察職員に対する教養 ②対象: 性犯罪や児童虐待、DV事案等を担当する警察官 ③実績: 新任警察官に対する講義、人身安全関連事案専科、生活安全任用科等にて教養を実施した。</p> <p>①内容: 専科入校生に対し性犯罪事件捜査について教養を実施 ②対象: 入校生15名(巡査部長6名、巡査9名) ③実施期間: 10月4日から10月8日までの間</p> <p>①内容: 各署に対する巡回教養実施(被害者支援を含む) ②対象: 性犯罪事件捜査に携わる捜査員 ③実施期間: 11月15日から12月16日までの間</p> <p>①内容: 交通事故事件捜査専科 ②対象: 警察職員 ③実績: 犯罪被害者等の生の声を活用するなどし、犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容: 各種専科における教養の実施 ②対象: 警察職員 ③実績: 特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容: 警察職員に対する教養 ②対象: 性犯罪や児童虐待、DV事案等を担当する警察官 ③実績: 新任警察官に対する講義、人身安全関連事案専科、生活安全任用科等にて教養を実施した。</p> <p>①内容: 専科入校生に対し性犯罪事件捜査について教養を実施 ②対象: 入校生15名(巡査部長6名、巡査9名) ③実施期間: 10月4日から10月8日までの間</p> <p>①内容: 各署に対する巡回教養実施 ②対象: 性犯罪事件捜査に携わる捜査員 ③実施期間: 11月15日から12月16日までの間</p>

(10)	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、犯罪被害者の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容への助言や講師派遣等の協力を行います。	広報課(警)	①内容:コーディネーターとしての役割を果たせる者の育成支援 ②対象:民間支援員 ③実績:民間支援員も参加できる犯罪被害者支援に役立つ研修(カウンセリング研修など)を随時紹介した。
(11)	福祉保健行政を担当する職員に対する研修の実施	所属長・課長会議、福祉保健部職員研修等において、犯罪被害者等支援研修を実施します。	福祉保健企画課	①内容:福祉保健部人権啓発研修会及び職場研修会を実施 ②詳細:毎年、福祉保健部職員及び関係機関職員を対象に人権啓発研修会を開催し、犯罪被害者支援を含めた身近な人権問題について啓発を図った。 ③日時:令和3年9月2日 ④実績:参加者450名(オンライン含む)
(12)	学校における相談対応能力の向上等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(高・特)の実施 ②対象:高校・特別支援学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:5月27日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:70名受講  ①内容:教育相談対応研修「いじめ・不登校対応」(小・中)の実施 ②対象:小学校・中学校の教育相談コーディネーター ③実施期間:6月3日 ④詳細:いじめ・不登校対応に係る講義・演習を通して、教育相談を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:121名受講  ①内容:いじめ・不登校の未然防止のための人間関係づくり研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:8月5日 ④詳細:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における人間関係づくりを中心とした実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:62名受講  ①内容:学校で生かせるカウンセリング研修の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:10月18日 ④詳細:いじめ・不登校の解決支援に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ⑤実績:57名受講  ①内容:出前研修(教育相談)の実施 ②対象:全校種の教職員 ③日時:※⑤実績参照 ④詳細:学校教育相談の推進に係る講義・演習・研究協議を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ⑤実績:196名受講 4月4日 大分県立竹田高等学校 36名受講 4月5日 大分県立由布高等学校 28名受講 4月13日 大分県立大分上野丘高等学校 63名受講 4月28日 大分県立日田高等学校(定時制) 13名受講 5月18日 臼杵市立下北小学校 14名受講 6月16日 大分県立別府支援学校石垣原校 24名受講 8月25日 大分県立安心院高等学校 16名受講 12月20日 大分県立大分工業高等学校 40名受講  ①内容:不登校対応対策教員研修の実施 ②対象:小・中学校の教諭 ③実施期間:1年間 ④詳細:教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ⑤実績:3名受講
			体育保健課	①内容:「性に関する指導」研修(*オンライン) ②日時:9月22日 ③演題:「学校で性暴力被害がおこった時の対応について」講義 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者101名  ①内容:新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時:8月20日 ③演題:「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象:新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績:受講者67名

(13)	二次的被害の防止に係る研修の実施	支援に関わる職員等の理解や知識が十分でないと被害者等に対し不適切な対応をして二次的被害を与えるおそれがあることから、市町村窓口職員研修の中で、二次的被害の防止に係る研修を実施し、職員等の意識の向上を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議 ②対象: 市町村の窓口担当職員等 ③日時: 6月24日、9月15日、11月30日 ④研修内容: 講話、二次的被害防止に向けた支援機関の役割に関する演習
------	------------------	--	--------------	---

3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係、条例第22条関係)

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	民間の団体への支援の充実	犯罪被害者支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、団体が財政的・人的基盤を確立できるよう協力します。また、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努めます。  様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う団体の意義・活動等について広報します。	広報課(警)	①内容: 県費予算を確保し、犯罪被害者等早期援助団体に業務委託 ②実績: 8,326千円(委託料)  ①内容: 民間の団体に関する広報の実施 ②対象: 県民 ③実績: 警察署広報誌、市報(大分市など6市)、民間広報誌、ラジオ放送(OBSラジオ)、ケーブルテレビ(別府ケーブルテレビなど3局)、県警ホームページ、商業施設の大型ビジョン等を使い広報を実施した。
(2)	犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等	犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、連絡先や相談内容等を提供します。  犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者支援団体の運営及び活動に協力します。	広報課(警)	①内容: 民間の犯罪被害者支援団体との連携、協力の強化によるきめ細かな犯罪被害者支援の推進 ②対象: 民間被害者支援団体 ③詳細: 各種行事、会議、会合等において積極的な連携、協力体制の強化を図った。  ①内容: 全国の犯罪被害者支援事例や、警察庁からの各種情報の提供 ②対象: 民間被害者支援団体 ③詳細: 随時情報提供した。
(3)	特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用	県民の自由な社会貢献活動によって犯罪被害者支援が増進されるよう、法人格取得や法人運営を支援するとともに、ウェブサイト「おんぼ」等を通じてNPOの情報提供を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容: HPにて掲載済み ②URL: <a href="https://www.onpo.jp/">https://www.onpo.jp/</a>  ①内容: 民間非営利団体からの法人格の取得申請時における適切な運用 ②対象: 民間非営利団体 ③実績: 6件の申請のうち、犯罪被害者等の援助を行う団体等からの申請はなかった。

第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

	推進指針		担当課	【令和3年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	犯罪被害者等の人権問題も含めた様々な人権課題に関する学習機会を提供し、日常的な人権教育を推進します。	人権教育・部落差別解消推進課	①内容: 年度当初に、市町村人権教育主管課長会議・担当者研修会において、県の重点方針や人権課題の解消に向けた取組の推進について説明及び研修を実施 ②日時: 4月16日(金) ③実施場所: 大分県教育センター ※紙面開催 ④実績: 参加者70名  ①内容: 各学校においては、教職員研修や児童生徒への人権教育の取組の推進について指導し、公立学校人権教育実態調査により実施状況を把握する。 ②実績: 教職員研修の実施状況⇒100% 人権課題を扱った授業の実施状況⇒100%
	学校における犯罪防止教育の推進	各学校において、生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育を推進します。	義務教育課	①内容: 「『考え、議論する』道徳科授業へ」DVD作成 ②目的: 道徳科授業における実践資料の提供 ③対象: 県内すべての教諭等に対して ④配付先: 県内小中学校及び義務教育学校 ⑤参考資料掲載URL: <a href="https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku202201.html">https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku202201.html</a>  ※例年実施している ・道徳教育推進教師協議会は、コロナ禍により中止

(2)			特別支援教育課	<p>①内容: 道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、幼児児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性の指導を各教科等や教育活動全体を通して育成する。</p> <p>②目的: 校内に道徳教育推進教員を位置づけ、道徳教育の推進を図る。</p> <p>③対象: 特別支援学校全16校</p> <p>④実績: 特別支援学校全16校において、全体計画を作成した。 (県内知的障がい特別支援学校の指導内容の例) 小学部: 自分のよいところに気づく。人の役に立つ喜びを知る。 中学部: よいことと悪いことを区別し、よいと思うことを進んで行う。 相手のことを思いやり親切にする。 高等部: 自分でできることは自分でやり、地域の中で節度のある生活をする。 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。</p>
			高校教育課	<p>①内容: ・校長の明確な目的の下、道徳教育推進教師が中心となり、学校の教育活動全体を通して、全教師が協力して道徳教育を展開する。 ・学校の教育活動全体を通して取組、家庭・地域社会等との連携を図り、人間としての在り方生き方を考える道徳教育を展開している。</p> <p>②対象: 県立高等学校 44校</p> <p>③目的: これからの社会において、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、納得解を生み出すための資質・能力を育成するため。</p> <p>④実績: 年度初めに県立高等学校44校に全体計画を作成するよう指導している。</p>
(3)	「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	教育委員会等の関係機関と連携し、犯罪被害者が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	広報課(警)	<p>①内容: 「命の大切さを学ぶ教室」を公益社団法人大分被害者支援センター等と協働で実施</p> <p>②対象: 中学生</p> <p>③実績: 300名</p>
		犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進します。		<p>新型コロナウイルスによる休校等の影響により実施できなかった。 講義等の開催に向けた働き掛けを行っていく。</p>
(4)	若年者向けDV予防啓発の実施	中学生、高校生、大学生を対象とした、暴力を許さない人権教育やデートDVに関するセミナーを実施し、若年層への啓発に取り組みます。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容: デートDV防止セミナー</p> <p>②対象: 中・高・大学生向け</p> <p>③実績: 中学2校、高校9校、専門学校等1校 延べ参加人数: 3, 117名</p>
(5)	犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発事業の実施	「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日まで)にあわせて、広く県民の参加を募った、犯罪被害者による講演会等を実施し、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。	広報課(警)	<p>①内容: 犯罪被害者週間の街頭広報活動を実施</p> <p>②活動: 犯罪被害者週間に伴い、大分県犯罪被害者等支援連絡協議会会員、大分被害者支援センター等と協働でパンフレット等を配布の上、街頭広報活動を実施</p> <p>③日時: 11月25日</p> <p>④実績: 300部配布</p>
		「児童虐待防止推進月間」(11月)に集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども・家庭支援課	<p>【「児童虐待防止推進月間」の取組】</p> <p>①内容: 第7回オレンジリボンたすきりレーの実施(後援)</p> <p>②日時: 11月5日</p> <p>③目的: 児童虐待防止運動の広報活動</p> <p>④実績: 約112名の参加者 田ノ浦ビーチ付近の別大国道沿いで街頭啓発を行い、児童虐待防止を訴えた。</p>
		DV・性暴力・ストーカーなど女性に対する暴力の根絶に向け、市町村及び関係機関、企業等と連携して、「パープルリボンプロジェクト」と称し、「女性への暴力をなくす運動期間」(11月12日から25日まで)を主に、パープルライトアップほか様々なツールによる広報啓発活動を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>【「女性に対する暴力をなくす運動期間」の取組】</p> <p>①内容: 街頭啓発の実施</p> <p>②日時: 11月15日</p> <p>③対象: 県民</p> <p>④実績: ちらし等啓発グッズ配布</p> <p>①内容: 横断幕の掲示</p> <p>②掲示期間: 11月1日～25日</p> <p>③掲示場所: 南太平寺横断歩道橋 南側</p> <p>④対象: 県民</p> <p>①内容: パープルリボンプロジェクト協力企業・団体によるパープルライトアップ(企業、団体等の協力により施設等をシンボルカラーの紫でライトアップ)、企業・団体における女性に対する暴力防止の啓発印刷物の配布・設置、ホームページによる啓発等活動</p> <p>②実施月: 11月</p> <p>③対象: 県民</p> <p>④実績: パープルプロジェクト協賛団体 74団体 うちパープルライトアップ実施 28施設(企業、民間団体を含む)</p> <p>⑤大分県ホームページに掲載 URL: <a href="https://www.pref.oita.jp/site/i-ness00purpleribbonproject/purpleproject2021.html">https://www.pref.oita.jp/site/i-ness00purpleribbonproject/purpleproject2021.html</a></p>



(6)	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報実施	関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進します。	広報課(警)	①内容: 犯罪被害者の援助を行う団体についての広報啓発活動 ②対象: 県民 ③実績: チラシ、ポスターの掲示、県警ホームページなど様々な広報媒体を通じた広報活動を推進した。
	広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。	①内容: 犯罪被害者支援施策の周知と県民の理解の増進 ②対象: 県民 ③実績: 県警ホームページへの犯罪被害者支援施策の掲載等による当該施策の周知と県民の理解の増進を図った。		
	情報提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体の活用を図るとともに、広報誌、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないように配慮します。	①内容: 情報格差のない広報の実施 ②対象: 県民 ③実績: インターネット媒体による広報と広報誌等インターネット以外の媒体による広報を共に進め、情報格差のない広報を実施した。		
(7)	犯罪被害者等支援についての県民の理解増進	犯罪被害者等の支援、特に二次的被害の防止に重点を置いた啓発リーフレットを作成・配布するとともに、メディア等を活用した広報や、各種広報誌への掲載、商工団体への啓発依頼等を通じて、県民の理解の増進を図ります。	県民生活・男女共同参画課	○「二次的被害防止啓発リーフレット」増刷(5,000部)(R3.10) ○「事業者向け二次的被害防止啓発リーフレット」増刷(5,000部)(R3.10) ○広報誌「創造おおいた11月号」裏面広告掲載及びリーフレット折込み(1,200部) <啓発実績> ①「犯罪被害者週間」街頭啓発実施(11月25日)
	大分県人権尊重施策基本方針(平成27年4月24日策定)に基づき、犯罪被害者等の人権問題について、大分県人権情報プラザ(県庁舎別館1階)に配架の参考図書、啓発リーフレット等の活用・配布やウェブサイトを通じた情報提供により、周知・啓発を図ります。	人権尊重・部落差別解消推進課	○人権情報プラザに啓発資料「犯罪被害者等と人権」を配架し、要望に応じて配布。	
	県民を対象にHPリンク集から「警視庁公式チャンネル」及び「全国被害者ネットワーク」が公開している動画情報を提供します。	社会教育課	①内容:「まなびの広場おおいた」インターネット講座内の「動画情報(リンク集)」において公開 ②URL: <a href="https://manabi.oita-ed.jp/internet_index">https://manabi.oita-ed.jp/internet_index</a>	
	性暴力の防止を訴えるとともに、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の周知を図るため、リーフレットの作成・配布をはじめ、広報誌への広告掲載、ラジオスポット放送等を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 相談窓口リーフレット・カード作成 ②対象: 県民 ③実績: 若年層向けすみれリーフレット(増刷)…100,000部 A4版三つ折りリーフレット(増刷)…10,000部 名刺サイズ両面相談窓口カード(増刷)…10,000部 名刺サイズ両面すみれ窓口カード(増刷)…10,000部  ①内容: 相談窓口広告掲載 ②対象: 県民 ③実績: 6月27日発行 新聞4紙 7・8月号 新時代おおいた 豊の国こころの「ホット」とライン相談窓口一覧(クリアファイル)	
(8)	報道機関等に対する理解促進	過剰な取材等により、犯罪被害者が精神的苦痛や身体の不調、私生活の平穏の侵害などの二次的被害を受けることがないよう、報道機関に対して配慮・協力を求めます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「事業者向け二次的被害防止啓発リーフレット」増刷(5,000部)(R3.10) 広報誌「創造おおいた11月号」裏面広告掲載及びリーフレット折込み(1,200部)
(9)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	広報課(警)	①内容: 犯罪被害者週間期間中の、「#8103」のポスターやリーフレット等を活用した周知。 ②対象: 県民 ③実績: 大分県庁本館及び大分県運転免許センターにて展示広報を行った。

(10)	犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所等多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくりの発生状況等を発信します。	生活安全 企画課(警)	①内容:大分県電子メール情報配信システム「まもめーる」「まもめーるアプリ」により、子どもへの声掛け事案や不審者情報、被害拡大防犯情報など防犯に役立つ情報を、被害者が特定されないように発信 ②実績:計559回(人身安全・少年課発出分を含む)
			人身安全 ・少年課(警)	①内容:警察職員に対する教養 ②実績:まもめーるによる情報発信140件(令和3年中)
(11)	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	広報課(警)	①内容:交通事故被害者等に対する理解の増進 ②対象:県民 ③実績:交通事故被害者遺族の講演の開催により交通事故被害者等に対する理解の増進を図った。
			交通指導課 (警)	①内容:交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進 ②実績:交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表を実施した。